



## 平成27年10月から、 マイナンバーがみなさまのもとに！

マイナンバーには、「個人番号」と「法人番号」の2種類があります。

そして、「個人番号」は、社員等（給与受給者）が  
勤務先（給与支払者）に提出する

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」など

税あるいは社会保障に関する書類に、

必ず記載することとなるため、適切に管理するよう、

社員等に注意喚起してください。

また、「個人番号」は、個人情報のひとつと言えますので、

社内において取り扱う人を限定するなど、

管理・保管には細心の注意を払ってください。